

## 伊勢崎市立名和小学校 P T A 会 則

### 第 1 章 名 称 及 び 事 務 局

- 第 1 条 本会は伊勢崎市立名和小学校 P T A という。  
第 2 条 本会は事務局を名和小学校内におく。

### 第 2 章 目 的 及 び 活 動

- 第 3 条 本会は父母と教職員とが協力して児童の健全な育成とその幸福な成長を図ることを目的とする。  
第 4 条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。  
1. よい父母、よい教職員になるように努める。  
2. 家庭と学校とが緊密な連絡を取り合って、児童の指導に当たる。  
3. 児童の生活環境の向上に努める。  
4. 公教育の充実のために努力する。  
5. 国際理解に努める。

### 第 3 章 方 針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。  
1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。  
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。  
3. 本会及び本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。  
4. 学校の人事や経営管理には干渉しない。

### 第 4 章 会 員

- 第 6 条 本会の会員になることのできる者は次のとおりである。  
1. 伊勢崎市立名和小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの。  
2. 伊勢崎市立名和小学校の教職員。  
第 7 条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費は年額 3, 6 0 0 円とし、年度はじめに納入する。  
第 8 条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。  
第 9 条 本会の会員は伊勢崎市 P T A 連合会、群馬県小中学校 P T A 連合会、日本 P T A 全国協議会の会員となる。

### 第 5 章 経 理

- 第 1 0 条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。  
第 1 1 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。  
第 1 2 条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。  
第 1 3 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

### 第 6 章 役 員

- 第 1 4 条 本会の役員は次の通りである。  
会長 1 名 (父母)  
副会長 3 名 (父母)  
書記 4 名 (父母 2 ・ 教頭 ・ 教職員 1)  
会計 4 名 (父母 2 ・ 教職員 2)  
顧問 2 名 (前会長 ・ 校長)  
役員は他の役員及び会計監査委員を兼ねることができない。

- 第15条 役員（会長、副会長、書記、会計）は、前年度末総会において承認を得る。
- 第16条 教職員の書記および会計は、年度始総会で承認を得る。
- 第17条 会長・副会長・書記・会計の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第18条 会長は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会を召集し、運営委員会ではその議長となる。
  2. 他の役員、顧問の意見をきいて、常置の委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
  3. 運営委員会の承認を得て臨時の委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
  4. 会長は役員候補者推薦委員会、会計監査委員会を除く全ての集会に出席して意見をのべることができる。
- 第19条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第20条 書記は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
  2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
  3. 会長の指示に従って本会の庶務を行う。
- 第21条 会計は次の職務を行う。
1. 総会において議決された予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
  2. 翌年度始総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
  3. 本会の財産を管理する。
  4. 予算の立案について協力する。

#### 第 7 章 会計監査委員会

- 第22条 本会の経理を監査するため3名（父母2・教職員1）の会計監査委員会を置く。
- 第23条 会計監査委員は推薦委員会において選出され総会で承認される。
- 第24条 会計監査委員は必要に応じて随時会計監査を行うことができる。
- 第25条 会計監査委員の任期は1年とする。

#### 第 8 章 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会

- 第26条 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦する。
- 第27条 推薦委員会の委員の選出と方法は細則で決める。
- 第28条 推薦委員会の委員はその任務を終了したとき解任される。

#### 第 9 章 総 会

- 第29条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高の議決機関である。
- 第30条 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 第31条 総会は委員（学級・地区）総会をもってこれに代えることができる。
- 第32条 総会及び委員総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決める。

#### 第 10 章 運 営 委 員 会

- 第33条 運営委員会は役員および各常置委員会の正副委員長をもって構成される。
- 第34条 運営委員会の任務は次の通りとする。
1. 各常置委員会によって立案された事業計画及び予算案を審議決定する。
  2. 各常置委員会の連絡調整を図る。
  3. 総会に提出する議案および報告書を作る。
  4. その他全会員より委任された事務処理をする。
- 第35条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

### 第 11 章 常置委員会及び臨時の委員会

第 36 条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、企画し、また総会、委員総会の議決した担当事項の処理のため常置委員会を置く。

第 37 条 特別な事項について必要があるときは臨時の委員会を設けることができる。臨時の委員会について必要な事項は細則で定める。

### 第 12 章 細 則

第 38 条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議を経て定める。運営委員会は細則を制定し、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第 13 章 会 則 の 改 廃

第 39 条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正または廃止することができない。但し、改廃案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

### 附 則

1. この会則は、昭和57年12月22日より実施する。
2. 「父母とは、第4章第6条1をいう」

平成8年4月30日 一部改正

平成16年3月5日一部改正

# 伊勢崎市立名和小学校 P T A 会 則 細 則

## 第 1 章 役員及び会計監査委員の選出及び就任

- 第 1 条 役員及び会計監査委員の選出及び就任は下記の通り行われる。
1. 推薦委員会は、本部代表 1 名、地区代表 8 名、学年代表 6 名、教職員代表 2 名をもって構成される。なお、教頭、教務は協力者として推薦委員会に協力する。
  2. 推薦委員は、原則として、役員及び会計監査委員の候補者になることができない。  
**ただし、推薦委員の中よりふさわしいと推薦された場合は、その限りではない。**
  3. 推薦委員会は 2 月末日までに役員及び会計監査委員候補を推薦する。
  4. 推薦委員会は役員及び会計監査委員候補者の推薦にさいして必要により他の委員会の協力を求めることができる
  5. 推薦された役員及び会計監査委員候補者は、年度末総会において承認されなければならない。
  6. 年度末総会において承認された役員及び会計監査委員は 4 月 1 日に就任する。
- 第 2 条 会長に欠員を生じたときは副会長が昇格する任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは運営委員会が補充する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第 2 章 総 会

- 第 4 条 会員の移動及び新役員に関する報告並びに年間計画及び収支予算の審議決定は年度始総会で行う。
- 第 5 条 会計監査を経た収支決算報告の承認は翌年度始総会で行う。

## 第 3 章 常置委員会及び臨時の委員会

- 第 6 条 常置委員会として学年学級委員会・広報委員会・文化教養委員会・地区委員会をおく。
- 第 7 条 臨時の委員会はその任務を終えるとともに解散する。
- 第 8 条 地区委員会を除く各常置委員会及び臨時の委員会の委員は学級委員及び教職員で構成し、各常置委員会及び臨時の委員会の委員の中から副委員長を選出する。
- 第 9 条 学年学級委員会
1. 会員相互の親睦融和を図る。
  2. 学校、学級の環境が児童の学習や生活にふさわしいものとなるよう努める。
  3. 学校環境の美化に努める。
  4. 学校における行事に協力し、児童の体力の増進に努める。
  5. 学年委員会は各学年別につくられ、学級委員会の連合によって組織される。
  6. 特殊学級への協力を行う。
- 第 10 条 広報委員会  
会員に対し、また必要に応じ地域社会並びに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。
- 第 11 条 文化教養委員会
1. すべての会員が一層よい父母、よい教職員となるよう教養を高める。
  2. 学校における学芸的行事へ協力する。
  3. 学校における健康教育計画に協力し、各家庭における保健思想の普及を図る。
  4. 委員は学校保健委員会の委員を兼ねる。委員長は学校保健委員会の副委員長を兼ね、副委員長は書記を兼ねる。

第12条 地区委員会

1. 学校における交通安全教育に協力するとともに、各家庭の交通安全思想の普及を図り、児童の交通事故の撲滅を図る。
2. 校外生活、家庭生活における児童の態度に関心を持ち、自主的集団生活の指導に力を注ぐ。
3. 児童をとりまく社会環境の浄化に努める。
4. 地区内の会員の意見を反映し、会の運営に有効な資料を提供するとともに、全地区の緊密な連絡を図る。
5. 本会の事務的連絡に努める。
6. 各部より地区への働きかけについて協力する。

第13条 委員の選出は次のとおりである。

1. 地区委員（1名）は町内より選出する。町内委員は町内に一任する。
2. 学級委員は学級PTAの互選により2名選出し、担任教師を含め3名とする。

第14条 各委員会の委員長はその委員会の司会をする。

第15条 学校長は各委員会に出席して学校経営並びに教育上の意見を述べることができる。

#### 第 4 章 改 廃

第16条 この細則は運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。但し、改廃案は運営委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかねばならない。改廃の結果は次期総会に報告しなければならない。

平成 8年4月30日 一部改正

平成15年2月14日 一部改正

平成16年3月 5日 一部改正

平成19年3月 2日 一部改正